

笠間市高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により候補者を特定することとし、手続き等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和12年8月31日まで

3 業務に要する費用（予算額）

金41,383,000円（5年間での総額）

※1 上記の価格は、本業務の契約締結に係る上限額（消費税・地方消費税を含む）である。

※2 この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。なお、契約方法は、単価契約とする。

4 プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式により実施する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人格を有する事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 笠間市の入札参加資格を有している者で、かつ、令和7・8年度笠間市建設工事等入札参加資格者一覧（希望業種：その他役務の提供）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしていない又はされていないこと。
- (4) 官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2条第2、3号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれらに準ずるものでないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託仕様書に記載された業務内容を履行可能な者であること。
- (8) 過去3年間に個人情報の紛失・個人情報漏えい等の事件を起こしていないこと。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年4月22日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式第3号)を電子メール又は郵送により提出すること。
- (3) 提出先 「15 問合せ先」に同じ
- (4) 回答日 令和7年4月25日(金)までに、質問者に対し電子メールで回答し、その内容は、笠間市ホームページに掲載する。

※プロポーザルに関する説明会は実施いたしません。質疑応答の方法は上記のとおりとし、口頭での質問は受付いたしません。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月16日(水)～4月28日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出書類 (資料1)のとおり
- (3) 提出先 「15 問合せ先」に同じ
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 電子メール又は郵送により提出すること。

8 提案書等の提出

高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。

- (1) 提出書類 (資料1)のとおり
- (2) 提出期限 令和7年5月7日(水)～5月14日(水)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送又は直接持参により以下のものを提出すること。
紙媒体：正本1部・副本8部
電子媒体：電子データ(PDF形式)1式 ※電子メール又はCD・DVDにて提出

郵送の場合：封筒の表面に朱書きで「笠間市高齢者見守りあんしんシステム事業プロポーザル提案書在中」と記載し、提出期限までに到着するよう書留郵便で送ること。

持参の場合：土日祝祭日を除き、午前8時30分から午後5時に提出すること。

- (4) 提出先 「15 問合せ先」に同じ
- (5) その他 ①提案書提出期限後において、記載された内書類の追加及び変更は認められません。
②提出された提案書は返却いたしません。

9 審査方法

- (1) 本プロポーザルは、笠間市高齢者見守りあんしんシステム事業業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、プレゼンテーション及びヒアリングを行い審査を行う。審査委員会により最も優れた1者（最優秀者）及び次点1者を特定する。
- (2) 事前審査にて、参加申込をした者の資格要件及び提出書類の不備等を確認し、資格要件を満たし、提出書類に不備等がなければ選考対象とする。
- (3) 提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- (4) 点数付けは審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位を決める。
- (5) 審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を候補者とする。

10 審査（プレゼンテーション）

企画書を提出した者は、プレゼンテーションを行うこと。

- (1) 審査委員会開催日
令和7年5月21日（水）に実施予定
- (2) 会場等
笠間市役所会議室（詳細は別途通知する。）
- (3) 所要時間
 - ・プレゼンテーション 20分以内
 - ・質疑応答 10分程度
- (4) 参加人数
プレゼンテーションを行う者は3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションの方法
 - ・提出した企画提案書をもとに行う。
 - ・使用するパソコン等は提案者が持参
 - ・プロジェクター・スクリーン、HDMIケーブル等は市が準備する。

11 審査項目及び配点

企画提案書等の審査にあたっては、下記の項目により行う。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 提案事業者の本事業に対する考え方 | 25/200点 |
| (2) 緊急時の対応及び受信センターの体制 | 60/200点 |
| (3) 使用機器 | 50/200点 |
| (4) 個人情報 | 20/200点 |
| (5) 委託単価 | 30/200点 |
| (6) その他 | 15/200点 |

※上記の合計200点とする。詳細は（資料2）を参照。

12 スケジュール

項目	期限等
(1) 公募開始	令和7年4月16日(水)
(2) 質疑の受付	令和7年4月22日(火) 午後5時まで
(3) 質疑の回答	令和7年4月25日(金) 午後5時まで
(4) 参加表明書等の提出	令和7年4月17日(木)～4月28日(月) 午後5時まで
(5) 参加資格確認結果発送	令和7年4月30日(水)
(6) 企画提案書等の提出	令和7年5月7日(水)～5月14日(水) 午後5時まで
(7) 企画提案書の審査日	令和7年5月21日(水)
(8) 結果通知発送及び公表	令和7年5月下旬(予定)
(9) 契約締結	令和7年6月上旬(予定)
(10) 機器の移設 ※機器の入替が必要な場合	契約締結後～令和7年8月31日
(11) 履行期間	契約日の翌日から令和12年8月31日 ※機器の入替期間を含む

13 失格

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) その他、失格とするに足る事実が明らかになったもの

14 その他

- (1) 企画提案は、1法人につき1件とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、本件業務委託者の選定以外の用途には使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及び審査等、本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (6) 契約条項等については、市が定める契約書のほか、笠間市財務規則(平成18年規則第31号)の規定に準ずることとする。
- (7) 参加表明書又はプロポーザルの提出後、参加を辞退する場合は、速やかに様式第3号 参加辞退届により、「15 問合せ先」へ通知すること。

- (8) プロポーザルにおいて知り得た笠間市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (9) プロポーザルに記載された担当職員は、病気、退職等のやむ得ない場合を除き、変更できないものとする。
- (10) 参加申込者は、審査結果に異議を申し立てることができない。

15 問合せ先

所在：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

担当部署：笠間市保健福祉部高齢福祉課 高齢福祉G 担当：前野・鈴木

Tel：0296-77-1101

Fax：0296-71-8227

E-mail：koreig@city.kasama.lg.jp